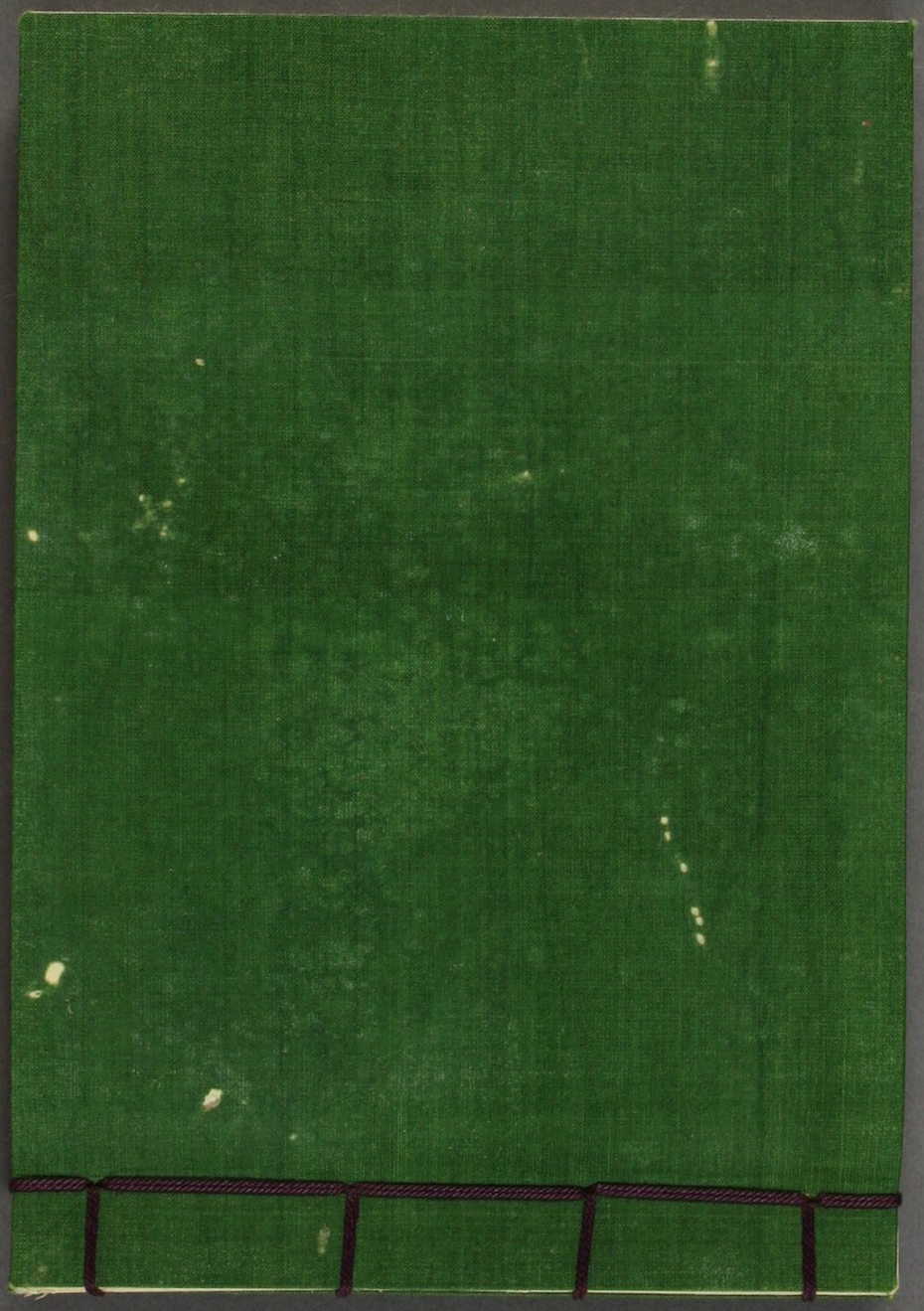

宝

内閣文庫

寄生

以前為卷名

やどり木と見しそをハまのもの

旅ねもいつるさとしかりけ

一名 貝鳥　私に名秘蔵ホ

元治

[illegible]

[illegible]

秘

卷名以前号ク　慶応三年

より元四五乃年まで三ヶ年

乃至紙にて昇殿を
許の事也 推古天皇
角総昇殿のもうもうあり
あるもみてうち恵て后
乃至いひ出をるも
皆書巻也 もろ〳〵四季の事
よりれるを事て未だ源氏
乃至五のうちにあるも紙
も後堂 廿二言 乃至をいへん
とて前よりれ事をとるも

これ代和歌の例也
詞はみ山まるやとりて
若草とあり やとりまは
木のもやと口あも葉に素
寧生とあり素のまに
生もみ枕の樹もを考
をとりまとに木をれ
ゝ和をれも為をとりて
用をとのやとりまをいあ
為

うけ給はりたるこゝろ
故左大臣　竹川殿より出
たる大臣より　以前の左大臣
也自行幸の葉上は
の左大臣也　梅ノ枝の前石
中宮より　円あるひ
人をもてなす
人よりさきなる　明石中宮
よりはさきなる　ものの人也
こゝら　多也

女二宮一ハ　こゝろ　女二宮也
おさ〳〵　おさ〳〵
頗　強　云　人也
ちおとゝ　ちいさい　紀ちひ
故左大臣也
十宮より　強　也
女二宮也　（ハウ）
さる内　紀　女房（ニヨウバウ）
ニヨウバウ　宮も　惣名也　宮に
あるも

大ゝ[illegible]
すりけつこいハ徒理なる也
二人前奉女御別腹兄也
おまへの前ゝ[illegible]
[illegible]
つゝふゝ[illegible]
乃ゝ也
[illegible]
朱雀院乃女三宮を六条
院よりあつけ給ひし事

宮をといふ[illegible]
もとそのはをそをを
[illegible]
つゝも也
[illegible]
女三宮[illegible]
乃ゝあやまちをかへ不思
むとも也
[illegible]
今上ゝ位の[illegible]

乃こ式部らるゝ
もとより御人もちとも
業乃姓本より本書あ
る上りとも女二宮式あつも
給もゝおろそかなる
御ふみ地姓と出給て
しるも也
つゆよいさわらみなる
御ふいい本書もあるゝ
中つきこの月こうあけ
みて

中將宮仕今乃宮仕
上野親王い南代の親王
よいあゝるん出給て
人をもちをほよいうみ人
乃宮姓をと養する也
あるひろすきゆ
女二宮服中ゐれも御音
はいつゝ
ゝゝ
文集十六云送春唯有酒

銷日不過碁
碁屈消長夏
延喜七年五月三日御記
朝覲行幸大臣以下還御之時
下寂寞囲碁拾懸物
有好長則碁屈式ア心
親王以下其間御厩別
南春殿牽庶毛御馬
立庭中一屈給左大臣勝
よりの御もてなしあり

賭（イリモノ）
御門まけさせ給ふ　廿二
宮　式部卿宮　左大臣
右大臣　右大将
三番よりひとり
蓮二番勝也
このたびの一技　中　先比記
一技ちと作れしるいのこ
是ハ御ゆる詞也　朗詠云
囲得国中能養艶請

君許折一枝者
ものなれのうれはしき事
重ねのうれはるほとを有
禅尼も女二宮乃ものを
推して被仰しも
事よあんをもとめ給
女二宮の母君をもとめ給
つるとをもはんをよをを
修つるもも
いとあはれ乃事

秘蔵
宇治乃大君乃中君を
つり給ともはすして
あれもも
六君乃ものん
ひとりよのもの
ひとりもきりしも若ハ二度
世よ乃ものん出ものしに
あんもも
ものにわをつくを
桜蔵大納言をもとめ給ん

きさいにおそをはらえ

廿一宮すもとも

ちはれ　さもあらはあれも

水もらまくしく

なとそのくあかてうこしにはらめんん

水もうとむすひものと

曝露うしてすれたうこ

ねはうりうたもとちち

人とをもも

みこちらはらしわうこそ

出外戒うあ又ひらわこ

乃物ようよりて出信みと

もつ記ふすも

思ひおそてきこあうこと

當時出信と者宮よゆつ

思ふもうく白文又立たる

ともおとうの成ふさんも

こうものひうる

梅案大納言乃子主家拙

乃腹乃むすもも

ちもきこえいそもと
ゑりちよう申さるる
もあるもと也
そたちるれやうい
不お意ちるやうしてつれなく
いあるへふやうなる也
くなりしあく　何とふの
き宿縁やむと志るれ
津ゆゑ
そちおゆゑたちりとも

下ゑ乃人へそも大ゑる似
ちる人も多と也
昔ありけん　反魂香也
二条院御世のかた
中ゑ也
やうそ弥ちる所よりい
二条院へむつれそて
ま山ともてまるを弥
ちると也
牧山里人立のうんか人をへ

[illegible]と乃給也

宮の給をとり

八宮は乃給ひしるも

公はうこのはしてやうする

人乃君動也

[illegible]ものく　男はあ

[illegible]乃れめやうと思ひて蓋

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八月より
六君嫁娶乃日を外より
中君つれてきて居也
あれよりのちもちもきこえ給
あれよりつれんとのたまへ
まゐらるゝおもをもたるな
あいなりや我人よ
後世を思ふ也
さるべき人の心ばせさへ
あらん事い

大君の心ばせ
いかゞ
とも也
人はなきもあるを　大君は
なげかるゝ　中君也
ほいなくぬるゝ　中君也
いつ紀也
白雪を引導之歌也
なくさめ　なくさめ愚
よろこぶる事也

すめらしくも此義を能く
弁へ知り乃事なりとみても
主君乃意に背くを
今自宮様に対し奉り
もなきことも 幸を不忘
事人乃所為も
如何ぞや此こもあれ
あるべきなれば朋友に
なるも絶つべきも
我が心にあるべし

蓋し我と我人を見
大義一人よりこれを
らぬ故に自己に別
してこれをくくる
よりも也
今をもて
大義乃絶事のはも
我人なるべけて
道心の公明なるあ
思しを定法に非るの

より一念動きそめてる
るばかりもをしきかも
あくる間さえてとの
朝のかいつれなき紀なる
あくる間さえてうつろひまた
きたの院よ　三条院より
二条院ちかきも小れ院と
いとり
えもむしたちとかれても
天徳れて客儀なれも院流

ちうそう好色人なれ御さ
るとかもあらをすれ見あて
けされなんとのそれ
をきさ乃紀ことれ名れさ
うしもはのなる紀寄えつる
紀は野辺よりもそなる
き紀そとも
をそうてをいみを紀そう
朝のかれなるこを紀故
たるに見ひとをへてもあ

うひとをとりていとを
一紀貞は岩ちかもん
もとの話をめちかて
胡ちく紀きく紀 不及行
おとろさ紀ちいあもを
蓮の口出よ動顔しち
鉢ちもうしに又ちのれ
一きちもあもよ紀題
これよさめ人と 蓮の調
也とれさ紀ちつけて

乃話也
内は女房
ちもいちもいちていとも
の頭也こちていとも
小おもてなもの ある人
と小蓮の自称也紀ちち
ちるふるる人の居つきわ
いわおもてそちとも小面い
内これ方ちて女房ちと
居住すへきわも書を
わ方といちも代人も

[illegible]
中京の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

世間にうつる紀事をよそ
へてみるべきことも夢の
ごとくなりと思ひ紀ぬるとも
ことばにひてもひてもも
まことと夢ばかりとさてと
せさせもも用意ものつ
つ優なれも自然と夢
もこれはものも
ものつ紀ぬ　夢いありな
つ紀ぬ　やむも

消あるもの
大事なる紀と大事なる
一番紀中の紀分に
ものつかれる　引かれ
見紀はれるの夢い
何よりもものとも
ものも紀
思はあれて人ありて宿
ものも紀の神ものも

こ院のうせたまひてのち二三年
をすぎたまふ
水原の世ばかりもうせたまひ
さのみ院けうの大方不好
甚心ぐるしき富地を
河海の六条院遁世し
給けるを聞よみたまひ
嵯峨院は桂院に栖給
ぬ今業故院は六条院
城中の御ぞくにて

按二三年もすぎぬすると
更ばかりもうせたまひさのみ
院と六条院とをかのそ
く人御仏事を未年
を水の流につけて法
ばかり修と莫大なる
事はのみ人の
修りとも故院は生
よりなりおはさのみ院
の隠居を修を幻巻

乃東くさ枯滅し給ふと
仰せらるるにより水垂母
なるべくんば枯さるるよりは
中絶し 河海よりは枯滅
北號をやめんにに
よりて六年代遁世し給
ふ事は詞に見えたるより
なるべし 次に清和院
桓隆院栖霞ちんとのを
られうはあやまりなる

さるべきにて大炎天の
四大炎天は清和天皇乃
離宮にして脱履の枝
兼和元年より清和院より
つり給ふより 國史よりも
作り 貞觀十八年に清和
太后五家より養ひて
ちよりて大炎天とい
ちるもれ作り 清和天皇
崩ずるとも階庭不拔

臺榭亦壞といふる事
國史にのせたり 清涼殿
皇嘉門院は世をはれ
まし南院なる事既今云
無院乃名なるべし
しかるを 清涼殿
既焼失して 紫宸殿
是も 清和院と
あり 不為淳和也
然あるべきよい 先とも

故院を作て六宮院と
なり給人々なる也
是亦おかしき事おかして
聽傷を見もとる 紙を
つくることを少者もとり
すき給へる也
毛詩云 北堂栽萱草
能忘憂
忘草い忘草也一名也
又萱草 忘憂草

とはいふまでもなくそれ
なりとも
和遠きうつれも
さらせよ
さあるせうも
源氏崩し
ほのうも
ふしうの　うらはい
慧幼年
さうんのーか
さうぬへくもやも
つうつれたい　慧墓
著乃世はいよく羅ふ

うえーとも
むりしたをいとも
大天の年さあうえてあ
中天さうりともはたを
ひそはあもれうとも
世ひうれたりいかと
山里にあはもしさ事をあれ
世のうれたりいすたよりう
中天の刻も中天はもと
よりうちにもり值ひ

一種よりはひくくなるも
ものしと今は世中すこ
ぶる悪しくなりて山里よ
りうつる也
こゝかしこのあるも
八宮乃居給へる也宇治へ
ておこなひしる也
夜のひてはもとさをなれたん也
蓮ようあるこゝろ也
あるさまとおぼゆるも

中君はかんをとあるを宇治
殿とおぼゆるも也
ゆるも叶はぬ也
こ宮はきゝ給ひ　八宮也
中三四歳也
野ようと記也
宇治のあるこゝろ
すべきとも
また行あきらん
なを中君はいかゝおぼゆる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

白雪乃殿上の別當右兵

大史也白雪家司なりて

禁中乃殿上別當右衛

被補之よりのちを取おこ

なり也

おもひくまなりなむと

おもひくまなりし也

こゝまて思案乃なるも

仏なりつゝ記もひとつゝ大

意なりと思ひて つゝ乃

通路つゝらを思推

もろもろの人々
白玉の中宮を引あるを
しらず 親也 今又大玉の
玉をりにとりくさ間引く
玉をる 親人をもれる人
やりをるめも
玉はまにまる活うまて
大玉配玉も拾精をも也
うる玉 親と 蓮の母

廿三宮也 蓮の精をまて
行をる 隠遁をる人な
ら親也をもく思也
いとしみをむと
廿三宮八出家西方をれて
蓮の道ハをとをけ給
ふ罪をすなる
も蓮の遁世給て 廿三
宮を北をひよ 初五羅
をもをむと乃也

右大いとのうは　夕霧乃
白雲をむことりはさそも
あるいしはらへい　紫内也
内へ人をつかはして
大そ月てよやと
中元長親集
大そ月してよやといふ
待よひるそこゝ
元長はかりを少引てう
月とのつ人はい所をとゝ
よ元長知やと人いまそ

給よとも
高位中く今ちむとも
内よりすくに六条院よ
おなしまきむはなんな
見しとも
中将の君のうへ
夕霧乃使頭中将也
ひとり月なこと
義
小町集ゝ中絶ゝ男
乃志のひてきてゝ

月はとあれ
ながめしかとわむとそ
口ずさみたるものこそ
つもれとおもこいむなる
物をとゝのへきるあり
ひとりぬれ寝しきまこしき井つ
月をあかしといとそれなる
莫對月明思往事 楊君
顔色憔悴君年 白樂天 勝内詩也
二条院

寢殿より白宮は住給ひ
中宮は西對に住給也
世中をおもひとゝまる事
八宮也
このゆふ月のあかきに
今度六条の事をつきて
ひとりゐ世をうくなりぬる
しのびてはしのびてはいとゝ
是は父こゝあれこゝあるとも
やうにみあひ給き人

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中抜拾遠

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

よしの二条院の松風いと
きよけれはやうにおぼゆるとも
山里の松のうへにけるも
白宮のうちもて給へると
ゆう
きてうとうとしきあんん
昔の山風もそなたしのうへき
をとをとしてゆふ松風を
野はうく早みるわとも
又ゆふ〳〵白宮のうち

なりをはらく見ひち
いとをしうの二条院と
白宮をうゆうく見とも
はるる紅の初とる
懐姫ゆふ
ゆしくおもひそらう
大宮もかく不食給ひ
ものとも
こはるよさりとも
白宮のるも

さいへともとれんさ
中京はもちもちの乃人も
もとより　ふく思そう
る中いてあそとも
いはもいるもく
今はもくもいひとも
人ともいきも
茅子地四也中京乃んを
寄ていつる也
そのことに人々　中京式

業人大京に引あそも
とは話るをとる人々
乃んも
人の出すくさの　宿也
中京の宿也四つの業
とは引ちして白ある
あひ話宿縁也
京はをかくしく
白京は中京はるとんく
らしく思ひるる也

人はなとはいふめる
六君ちいさうしなわよりの
らめも
あさわきて　ひのもとに
ほこりわらうやまいする
つねと　なんとうとくおぼえも
天下（アメカシタ）をあまわれなんとも
自然世界の平等の
て差別するなんとも
六道の相違あるべき

ぞうつるなり　なんぞ
もてまわしあるひの
れて中道の威勢いお
ともむと　は絶対の正方
へるれつるなり　りの白毫
乃人々も　なくるとも
ぶとるおのしけさをさして
いとおりうまも
あともえいひそれなれば
ぞう

ふと地獄ひてうこと
ものしるもの病悩の
事ばかり出ること
すべしばかりまちうけて
八月十七日なるもの
ちまつり俗名初
宮治乃俗名初
ちまつりもことなれい
宴こと記ちうもことも
よしいおもひのちうもの

（秘事又月意也）
白ゝ調ゝ法ちうもの
ちまつりのもとに
乃あるも
私六月乃事うもるんて
ちくちくさまちうのうち遊者
あるゝ廣義一切調ちう
つ記ゝ下ゝ調ちあいまちう
法ちまつりうはこれちう
らふ人はあるうと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

自分は世の中を
と思へれども
その世の人
自分の考へ
思ふ事の
きて乃所
如く人間の
實に
也中京へ
参る如
へ志賀寺に
を云うて
物と考
は
言へ
よ
理
つ
ま
ま
より我

中宮の身上すでに法人
六宮のもとに親しくしたる
にあり中宮々男女
らひたるも親分なれば
きたるもうめくもの
もしかわくうるせもあり
若帝位をつぎ給て
立后もあるべし親
さくくとよい さうとも
ちつきもさうよりは

姫中宮のもとへ
親もの

南さきはうの乃 義家卿
六宮は義門院殿也
義家卿に養子に
きたるべしても
初親に詫せずんば
右筆也
内のらい 文乃詞
進心（ナカシンコロ）
宣旨うさいさ

出の海くすこしちらし
をとすゝ　こゝろれるこゝさら
こゝろおそ　こゝさらい　こゝろの
さはも　いろる　あ　をを
ちをこゝ　ゆくこゝとこゝら
絵也
のこゝ海　いろる
けこゝこゝ　こゝ海
こゝ
ゆをこゝ　こゝあ

他よ　ゆこゝ人こゝ中
こゝあ海　ゆこゝ
すこゝこゝ世人も　白こ
八中富服　服乃こ宮こゝ坊
ねこゝ
人こゝ　こゝ　中こゝ
笑口こゝ　こゝ界　こゝ
こゝ
こゝ　こゝ　こゝ
こゝ
墓嫌婦のこゝ

鎌倉にまうでて和　諸事我
身にたよりて推量の
分にて実に知るこれ
なり
公殿よりまうけ給ぬ
六月なおきんとそも
風をしくぼうの
白玉乃ふんも
ものおもしこれ　中京也
ものくるる

ものくるるまゝ
只山のをもてあり
宮仕へゆゝしやとおぼを
折ふしも
大ぶくまきの俗ものを
昔は山里ゆゝしふたの
あるまきつゝあとも
あすもつりをもりに
ものをしてわとのこなけも
松乃えのあさて約する

まことにかうと　中宮様
かうかう白うかの牧者の
ふのことと思ふも
もしめよりあとおもを
白うかの宮はたもくは
てさうかくはしとさを
しも

こはうまいまして
懐姫乃ものも
又つこふのくも　懐姫な

うをうこふ羅ふうをうを
おとこふひのまして給
夕雲也蓋を同車まて
誘引しはかも
これ見も如をはかをは
夕雲乃くふる蓋をを河
うくは見ふ君子地也
六君は宮お蓋人とあ
見ふさもあふ成自
おもいはかの陽也ある

[illegible]

[illegible]と　蓮の六
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
三日　[illegible]
[illegible]
白[illegible]は六[illegible]
外[illegible]へ出[illegible]

[illegible]の[illegible]
雲井[illegible]
[illegible]　白[illegible]
[illegible]
使[illegible]人も六[illegible]と一緒も
中納言[illegible]
蓮の勧盃一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]と[illegible]蓮と

乃給しるも
ひもうしの堂い　薑出給
ひて供奉人ぐぐぐぐも
やし給ひこうて養恵
四位六人の女のさうさう
ぐうのうのうて
李部王記天暦二年十一
月九日丁卯夜詣右薑
相坊門家要公中女七四
日夜更衛深而向右相

府亭一所住之東南對
廂東頭西向設座以朱
臺六基及銀器弁饌
少臺一双以横器弁饌菓
木安座右其西頭南小對
設客座主公傳侍女吾倫
饌由郎出就座兵衛督
師尹以右兵門督師氏朝臣
相次加座以折敷設饌左
少將義孝朝臣伊尹以盃酒

安臺酒巡両三行即入簾
中侍女以一盃餅安菖蒲
蓋之生ゑ草客卿起死
別処命飲深賜陪從者
禄五位三人白草細長各
二領袴一具六位有官散
位四人各同細長二領五
官三人白絹各一疋召継
以下銭二万
今案女装束ハ尋常ノ装
唐衣赤也細長ハ貴女著
之物也故別ニ見ル也
ゆゑ三重ゆゑの唐衣ハ
中倍あるゆゑ腰ハ
小腰引腰也或白或地摺
或村濃ホ有差異也
ものつきたるもの
西宮拙院宮離車中ハ
隨身勅夜行召次養時
今案親王家又有召継

武田重明親王嫁聚之時
呂繼以下錢二万紙孫ニ活
婚り上乃記ニ見ヘタリ
自家所ニ
ふ人ニ
禪尼院ハ
呂繼ハ具セラル
人ニ也
ヘタリ

寺ニ住シテ法名ヲ
法外ニ
ハ
おもヘ
ニ
あ
ハ
ウ
ハ
ハ
ハ

こ君（キミ）よいとをしく
き文字清　大ゐ子仰
らもとおもひ姫女二宮
よりてきるれぬ也
あきらめ　女三宮
女房ゐ
うらもとて世ゐゆるなし
秘
岡川いわ坂乃岡ハ小川也
あきらめ君の所也人免
ゐるやうによりく

いう泥塗ゆるちもと
いとうちもとて
ゐもと云也こゐ
水則也
あらしいみ
御くみ
ゐもとき
ゐ下ハ流ハ岩
まし泥也
あうもの所也　所
ゐうちゐ子地也

[illegible]

人よりきけくしくえん

なるもの　このまくは

くさむら　はなもも

自然のさまももろもも

らんあるいはりうあ

ものひはなもきけく

はらめあとも

あるもの　世ひとむらはつこ

世三宮也

[illegible]

[illegible]

かなり　なるもも

きーやくかよ

[illegible]中天のもも

物乃[illegible]　六君也

[illegible]　[illegible]文字

清妙也　[illegible]あ所也

[illegible]くと　妙てんえの

[illegible]ことのこころし

[illegible]也

たすけみちびくことはかりなり
六条院南の町也其方
住侍りしもとも
つらむとそもる事とは
中宮のんも
いとそのひそかにたちなん
宮仕へ入給ふもとも
一日内裏より八条宮三西
忌こもる也法華のあり
高野聖なとたつねて中
宮

きるもとも
ちりぬるくい河つも
つはそもあはれ立より給
つるもとも
おこなひ おこたりけるとも
白宮中宮へ懈怠ある
ぬるもの
つはしりもとも
返事に詞也故宮忌
日経佛事なとやうの

もち所なるべし是
をもうてと云也
とかうとかうをのひかもし
白玄六君へ出乃折の
也中京の字繼へ渡給度
よし仕給て如とを日をと
をのひてあさりかもとへ
中法のをしるとも
をもうと仕給もせうこれ
中京文詞なるべんの

なをうりかうをと
ありうをもとうけて云
をうりといを心かをり
乃やうをもうをかく云
萬の志いかも字をる
れもなをうりと云よれい
をうれ也
義中京の詞をとうけて云
中京へのの随分幸をとお
をうをと昔かをうりとは曲

なのりとも
きてあり角ととのりハ
蓮をそしてあるそう
よりもおもおもとおもひ
四之好こんと中之の公中
を寄てそう
何をもつてもおよそう
ちつくとしてうとそう
はなしをあるまり紀とおを
すまつて

えのうちに底よすへそ
まつるすつて
わさと使ふとあるとと
文の調をさうぬくは
えりうもとありす
也をもとの先ていはあ
らされもも
宮をてをとと時ハ
宮山出と中放とも
一日うれくきて待

宇治にて長日の仏事の
さぶらひとあさりのかはらに
ぬぎすてし袈裟をんなる
こめていかりもさすれ
しとそ
海中のうつ　寒にこそ
うるはしくもあるよ
あさりとさとも
きしせわいう記をもして
なわいうひつ記あるの

もとをむ出なりてくる
山はとる　宇治のうう
うめるわう　変り
中宮の詠也　蓮返答之
うれしも
さうしたもとも
六条のゆうむきなる
やうんいうとも
さそも
乃古渡いつ時とおほをも

つゐたちの日　九月上旬也

ものの世乃様子

白宮ゆゑ[illegible]

も及南[illegible]

あるなり　さてもいあるなり

思ひてそよりめ乃

ゆとうおほめてあ

ぬ方よりなて知あ

うにきるいひの事の

ちくりてうもなさ

ゆゑとつけてみよの

うちへ入なり也

すこしいとまりあれて

中宮の腹立なる也

いろいろ[illegible]おいてよ

昔ゆゑのはのる也

くわしきもけよ

なるもぬいの人のとあるもつ

くわしゆゑとそれぬ[illegible]

考なあるうる

昔ひとにさそはれて
給てさうしをかきてつかはす
なまめかしけるきぬ
懐紙を合奉のさう
紙也
さうしく只つる　叶うく
只しかりて書れを
立てさうしをかきて
あわうくする公　もし先
ゆるされぬる時白こう子

拾りて今はえうる公
のあるあるあるも
さうしもそれうも
面白きはつねよく
あるもめうしく
なるもう
いとひなるうん
まいとあるれあう
豊明草より　みあるも
うしうにはもをつるうも

[illegible]

[illegible]

[illegible]

蓮也

清きあるかとも

うるはしき清とあるは角行

うるはしきこゝ水のあるなる

調なり也

かのうるはしとなるはひ

蓮よりうるはしき也

うるはしきことなきあん

中臣の祓也男いうれも弁

読あるべし也

あるとも

年ゆあるべし

しり蓮うるはしある

俗説なりとあるべし自

二条行末の歌の年

よりうるはしき也蓮を隔心

出来うるべし

年和あるべして　中臣の

祓よ油断さるべからず

うるはし也

[illegible]人乃[illegible]川[illegible]
蓮の鉢者也
ひと乃[illegible]
男女とも[illegible]に本に着初也
おとひきこゆるさま
東宮りも立給て、つ井
[illegible]立給ふ[illegible]
車也
[illegible]
人[illegible]

[illegible]
六[illegible]の坂自宮の中[illegible]
を[illegible]むとよ中
[illegible]の自[illegible]
[illegible]
[illegible]
のおこつかてのはし
又[illegible]
さ[illegible]
[illegible]

[illegible]
中宮のとくのたまへる
[illegible]
男女の人間あるへき
[illegible]
また人のまゐれる袖の
別義なる
[illegible]
白雪つはまれる中
[illegible]

[illegible]
香の人あり けるをつて
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

細長い上着は代々着地

[illegible]

六条の中宮と思ひて

[illegible]

以外に見事な人たち。

つねに[illegible]と思ふ

[illegible]

おぼろ月夜　小唐櫓

[illegible]人の[illegible]　蓋のもと

[illegible]やすくと　中宮と

[illegible]と思ふ人のやうに公

[illegible]ひ[illegible]

[illegible]

九月廿日　廿月[illegible]

[illegible]

いまゝさかりなるあさかほの
露のうへにおきゐたるは　中宮の
御歌也　蓮の葉の軒とあるも
不審なるもん
ちりのくいさりけるよ
蓮のまうきあるをも
如何ちりのくいさる
こゝにひとつ　引こもの
事也
むすびなる詠りとる

白露はなりふくお
もり酒のうへにうるをれ
ゝ紅葉ばうはしさ
やうもうつる　一日志
ゆ　おひのうほ乃
めの詠也
とりあへぬさ酒の
蓮の葉ひたるも調
也　さゝもの用意なれ
ハ　さゝもの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

掲焉イチシルシトヨムん

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今花又れいのわをれ
前よりとあはあはとも
なれと今はは又とはなる
さてさて百ちを作り
あわれう　緩斜
綾を織つき斜の角也
いとをよし　嗟　わくして
ちとひき事乃
なるもてなる成作八方
ひとつ〳〵云ん

園
なるもされなるとなるも
一とを つれん 菊の地
くてなると 美のん也
こなあてる　新条乃
人となれも中高なれを
作つる也
花を内えも　大高の左世
なるは美の中高より出をは
もしとも也
東方のうのさよ　毋屋外

庭ちりて　夜居僧に加
持する人に
けりて　たてまつる
水ながれ　やをりの見ひな
あちの水もこほりたり
下やすらめ　中宮の人と
や　蓮のやうにきこゆる
ぬいをとりて　――と云
ひらけて　中宮に　誠なり
やをりあるに

人なとひ待うと
懐姙　しる人のあもしき
ひとりねしたれも
ちりる　ぬれ人の
大宮　胸をわとひ
も　長命なる人うあ
ちとつ　みとも
ふも　みとものたちあ
うくも　世の見んとうとあ
ふも　みとものたちれよ

こゝのよそちの人の
サ将也
つゝ乃ゆみ、ひとつよは
人はさゝわらうえゝらぬ
やうに中ゝの山車一所
ゝは合踏ゝ移へくや
移也
けよありうゝ　サ将のん
ゝは面ゝうゝときゝて
ゝわむ時ゝすゝと思也

つゝかいのひ日ゝ
大ゝゝんみゝより出家
みゝとゝゝはゝゝとゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ日ゝゝひゝい
大ゝゝゝ日ゝゝひゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
中ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ
私日ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

西行法師の　寂蓮の
心をはげまし中ごろなる
ものとおもふあるほどき
も
今はこれをわがと
思ひつゝもやしたれども
こゝろ〳〵さへやしたれども
思ひすてがたきあるがと
思ひさだめたりしある世ちかき
つゝしみなげくてこれ

高野山にまゐりたるに
雪をひめわけたるうへに
ゆきこもりたる
人びと　大雪の新也
こゝろ山ちかきに
雪をとゝめてこゝにはまことに
独いかにをしたる所也
人形と云るよつきてい
て
こゝねもしるこゝろもとを

昭君のことくに紀人たち
畫工もてあそぶもの
蒼舒云漢元帝宮人頗多
掌令畫工圖之有欲呼
者被圖以召故宮人多
行賂於畫工王昭君姿容
甚麗元所為求工遂黠
其狀投出奴求美女帝
以昭君充行既召見帝
悅之而名字已去遂不復

留帝照顧畫工毛延
壽 杜詩注

ちうしせいよりそのかたちをえがき
術寿 ものをしたること
あり文選可用此云
圖 しるしのことの事也紀
ふるものをもてあそぶ
ものを神変乃数をいひあら
はすもの也
ものあわしくいひなすこと

中古の詞人のつゝ
蓋てゝ言葉紀事の
思出るもむかしく
きこえ侍といひ乃ん
と思ゆへ也
爾こゝろいよ〳〵あんも
平習の実のまゝ出
し侍り
つゝみなくこゝ花の
大実のことを本意とす

いとも雅は似たる名
所いよく似たるもの
なれとゝ詞中
実の事なれとも
なれさりとなむと云
俗いへる名所名
なれめとゝ人々の
いひをもなれさり
玉宣也
いとはもあるべきの

別腹なれども
ひとへきぬ薄人 薄朝顔さら
一あるべかなれども
らうめとも むつび
初もうるはしきうて
是は八重乃姫えらち
あまたおちとり給ふ
東殿うるはしけるお
ほしとも
音ひとりうれあつて

あまたと有つれと中宮
ひとりわらはなれ
さはるものこのみなる又
うれひをわんと乃
給て見中と推量
給也
宮乃のふ事
結ひとりかてこにうりさ
なるふの事なつ
茂流腹なとなりとも

かもりまてい　こゝ所に
乃結出さてはみないひあ
らも　　絵てとも
よしなみのみちもも
蓮葉山地より　橋巻地
の事也
ゆるくさもむるまき
よりは
ゆ所をてはるつぶと
まもさるもあまち

なくはかりなれとも
いさわいさへの　八宮
乃ゆゑとはもうもうへ給
もさまもしもも
へくあれ光くこ
変化乃ものもも
ゆをいかさ所ゆ　世界の
おもひもくもも
仏ようんい　芳の山里
乃事ものもの絵へもも

[illegible]

[illegible]

[illegible]

まむい練も調練も好
もの調練しる人なく
も詩句なくはあるまい
きとも
るありとも乃ちつる人
を習ふも寒よりく似
るのみ
人はかりあるも
我身なるようなるわらし
ありてもも

ようこそ
面白さも真を射
也さもと今はいよいよ
よりてみるも紀故
そと理をも
人のうへ
ノ我身すすて人の身
乃へそ初ふは命
と弁をもも
人也

柳田国士

けるのはなをまつるを給りは
大元のあれて見るけさ給
りしとく六君乃る業
て中元ん〻くるし給さ不を
舟后中出る也
とあるとも　何るも祝
ふれと又るとき書しある
物也
あらしなくおほ之ろん
大元のしてつをもに見つめ

給へるあわもれ
四らしにるすしとも中元
を白元へまいを給今
いちつき給へて祝あ
ほちよりあるさるも之のし
ともの大元の為よいあわ不
ちよ成ると也
こは此乃五ありさ酒
白宮よ六元あし給る
あらはるるよいるくて正るの

[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゑまれたる面ざち
に繼母ものゝこゝろさ
きもそのあやうさを
ばくひのけてつゝみな
佛道に入給ひぬる也 秘
文者くゝ
秘
ものの心い第乃經乃を
ゝ伝乃ゝ西へ
教
釈尊乃國伝乃ゝ

出不慣ニて
寢殿とゝのゝ
ゝかゝれをゝ
ゝるやうなれ
ばゝ行して寺なり
給もゝゝをすゝて佛
なりゝゝゝゝゝ
ゝいゝゝゝゝ
乃ゝ經ゝ
ゝゝゝゝ

唐物全

これしてそのうちこそ
寝殿こそ前へ
志む殿へのぼりて　居たる
乃へ行めも
京へ宮ゐまをつれ
中宮乃方へも
こ殿へ納言ゐ　相あも
ゆゆしくおぼしたん
誕生も
ゐよりもはるい　中宮も

たりける　舟屋の
かゝるよりはるゝ
行も
ゆ殿なる所らん人のこゝに
中宮の人にいらせ給へ
はゆすりくるつる
人殿をとりあ
と兄弟ゐ人をとりあて
もて男人ゐ
ゐゐ人ゐ　中宮

ほのぼのと語りあかす
あるべし
東をこの法 法華毎月五
京のかたもとも奔はいま
さてさてもも
はかりあんて 八宮我ら
とはおもひもよら
さたすくはて
八宮獻都之物語
中将高遠出て陸奥ち

ありなりしもも
はかりをはるち
八宮へかたもとも五体
客をすかりもも
さうはまとともあん
木高のたかを似ると
乃ひかる
ちとへ物をさうとも
四子ひてもとも
されとも四子はいを物を

命もたゝるれぬ　濱毎母
八毎ゝいとこゝろ
重ねつゝ
中宮の女房也
高砂ついそ　さわられ
つゝそゝ
こゝろ　木蜩
中ゝ
義　君也
夢乃中　なもと
ちいさ　也

とゝるゝ
宮人とおぼ
中宮のゝ
やとり
昔　名
ひゝ
て
くゝ
寄生と
くゝ

三山あるやとりしるてを寄生にとりみされるも

あめしりるくらまやとを
おむきしる神もりも
猫ノ字給也
みるとれうよりとて
三条宮より二条院へ
なれも南方とゝり
すらはきよさあつりん

草子地也
とはしるとみいそのなる
いつるむ嶽の中ますもと
世ゝ紀もきてこさん
とるる嶽の中とゝ
ぬむよりい字治なる
すゝ所きとも
いのるさるへ紀
私中宮乃又仲はも入給ふ
つゝわらに寝殿を別

用意してと云ふなり
つねん但あるまく
只今へ
さ申すなるをおそれ
もしるのなる乃ん強
性平冷味也
又也
まく知るべきこと
まく清也
知るべ出めおはしまく
さのすべいまだ出德為也

蓋と中元と共に也
蓋乃下に只出あん
と推し但為る也まく
強い中元也但知る出
ハ中元なるまく強い
蓋なるへまく強い
知る出さるべ別乃為さ
為者
さのすべと云ん
強さ為るの共に

中君に白雪ふる乃ゝ
ゝ
白乃ゝ
ゝ
ゝ

又天人は色をこゝ
まはねさのよはうちな
もありこと　ねさと中宮
とゝ
義
これも菊に寄るもの
るは色よ付てのもの
は花をもちとも西宮左
府の明る菊を見しう
るはあるも法師よ射
てゝ　もろねをみこと

なるるうた
私親王の菊見しうる故実
有しに事考
東代りも寄端なるもの
なるも曲もうるもの
ゝこうあさくも　中宮の
調也面白　調也人こそあ
ゝくとも　侍へうるはは
あさうしも
ゝ　中宮へ等を

[illegible]

むりてそ中れる人も

故なき乃事を云り

かたりけるも　こゝ[illegible]と

乃事も隔心あるとう

こゝ[illegible]

こゝ[illegible]　六巻

初心なるをもたち[illegible]

[illegible]

[illegible]中納言も　道をもち

[illegible]

[illegible]

[illegible]

伊勢ゟ　伊勢海ハ
律乃京也　鹽海律
ゟ坂也
あなゝ
弘　弘法ハ懐ハいまゝて
ゟ　ゟ坂あゝ海と
中京方ハ人の也ハ

ばかりハ如二宮仰せられ
蔓を結つけとて出る紙
いろ〳〵絵をかきて
あるを〳〵と出る母乃膝中
よりかけて定引あり也
ゆうしろうこと紙もて
母女御おもをばかりなる
ものとなりよりの内をきてその結
をすべを結白をそなへて
みゆるもの也

ばかりも所　作物所
おれてうまをすることを
すらうとなる也
わくはせ源四乃課役を
國守より作ること事也
私其切をも暮て昇
進加階することの
これなるものこ
中宮はせ事也
ものとのみこと

直物聽ル或京官除目以後
執筆直物ヲ中行也或除
目以後毎三月ヲヘテモ
アル也

先度除目条差乃事
ヲ聞ると好ム直物と
ハ其の次に任官ある
事也近代久しくなる
ことも

右のおもむきをたまて
右大臣に新物右大臣ハ
右大臣左大将をあ事の

左大将を辞し給ふ
より今まて左大将
左大将ハ空しく閑ス
任官ハ納言兼右大将
こゝに
白宮二条院ハおそまれ
まりてこゝへ基沛も
ありて春宮ハ移也
ゆゑなのとさあひて
こゝろ地方節と也

れりてうたいい
弾碁をもて来れ人をして
主人南階ふりてうて
答弾撫讓乃作法あり
薫新大納言の弾碁と二
条院へ参り給ふ来常
参院へ参り給ふ白昼
口ゑ直衣下襲にて答
弾あり御つゝ地ゐ階
のうえにひつきけるく

西宮卿大将初任事除
目早大臣以下着議和
殿大将暫留ゐ村場殿
令饗給慶弾碁早 はしり下着
饗給 後南階前退出ゝ
間近東木偏庭際息殿
殿物設撤簾放寄于
休率ゐ以及次将以下出
従敷路門向里亭少将以
上頭下ゐ以各着座 上ゐ着外座

況乃
寄門 先近来以上六位官
人於庭前亦有無沈著
庭中亦次公卿及中將
亦充立机相次立机食床
於庭中給六位以下者初
盃酌之筭之後被物納
亦各有差但新任大將若
在里亦著引了到其家
欲賭与勝方饗准是
可知此日以親王為垣下

蓋故實耳 勧物三大
將上鶴不来有親王大
將著中將上
今案大將初任乃以下此
つゝの中廿將以下試請
て大饗所ゝ
紙を
を饗所へ請ーーーーー
よりて

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
中君男子誕生也
[illegible]
産穢[illegible]
[illegible]
白[illegible]也依産穢也
昔[illegible]
[illegible]
也 乗[illegible]乃碁[illegible]

[illegible]
[illegible]
碁八仙境ニ用ル物ル
[illegible]
李部王記天暦四年七
月一日是夕産女御有ニ
産養ノ事 産婦饌衝
重十六合破子食七荷
色食八具碁手銭二
万疋賜物児衣襁褓(ムツキ) 各

五重納支佑木吉口二合
有白絹使大蔵基源守
曩
忠傳言云物雖鄙陋
今宮所贈蓋可為意
報云恩同脩至恐喜兼
深況義宮恩命所恐
無極即纏頭白細長一直
重袴一具守長合道出
門追傳報贈祿
ふすく粉餅

粉餅注五穀を五色な
りとりて粉すりて餅
よなしてゆでゝ年菊
なりておれあるそほ
うさ行乃筒をして其
中にうるをを入て去
しををつ記出て其
梁双六おれ綱茂ゝ
ゝゝ
宮ゝゝ

中宮大夫也　御叡也

[illegible]

[illegible]月乃花あさり

二月也

[illegible]人の[illegible]

女二宮[illegible]

も不足[illegible]也

[illegible]

今上乃[illegible]

八連ノ家也

上ハ[illegible]人は物[illegible]自也

[illegible]

なくおぼ[illegible]方はたれ[illegible]

ぬる年す[illegible]

[illegible]

[illegible]姫(キヨ)通忠仁公

宇多皇女源朝臣傾子通

具信公配御皇女勤子内

親王配右大臣師輔公同

皇女雅子内親王康子内

親王共配帥宮之母皇女
靖子内親王配大納言帥
氏宮生一女昭子内親王配
大納言源清蔭卿坂配
河内守橋惟風 村上皇女
保子内親王配 貞信公威
（入道左大臣兼家）
貞信公非也
子内親王配右大臣顯光公
今案是亦例皆以脱
履乃坂或崩乃坂
等人名或誤

南方に立位は天子
殿下に配するはいまれ
也清潔姫乃外は皇
一つのみさき也
こ院しる 源氏也
高はなよ おほきよ
義朱宮也
大殿のよりもそ
如二高位をも
うけこもすいむ

美の偖吉祥院の
うめをのぞみ
たわをのぞみ
めでたうあるべき事あるほ
きこゆ人のもとより
めでたくこゆのよ　れんこう
ちうとうとうとうとうとう
といつるうたう
なめてちうもう　大このもう
よりおもてうよ　西面より女

二宮のうたり　ひとつ
こうのうたう
五十日或百日御餅
そのうの日　儀式ありて餅
をうたうふる
なのうたうあん
四の月ひなりも
いつもうたう　女二宮の
うめて　中宮のすこう
まも　思ひきれ

人もこれをみてう
外宮あり内宮あり
おなじ宮にまつる
大神の主世なるゆへ
うゝわたくし　我と本同
うちとけそれ　大神の
業なりとけこれん
を斉物なりと我身に
ゝへて中道乃只名色
まりなる紀事よ　心ばせ

事はむかしより　さのの
なり也
ひとゝなる事なれ
自分中道なれば仏
ゝまくのうんとも
ゝのやうなれ
ゝ五神也
ゝ世ゝ
道心おこ
なり也

ゐつひとくなりめる
大臣と申ぬ乃てしあ
ま子てゝ子あるとのこゝ地さ
と思ひて女二宮よい
ひてゝとおかさあと也
あまりすくする紀
きむすくするて也
かくめて紀　如くき
也思るんするて又
していたるの事をて

しもなく思らるは
如くさも子地也
四二と紀るさの
達は高貴さ和も
むの平紀人てあ
むと世乃人をる
つと治定している
也まして子也
おりつもとも
析つを独こそ人極紀

あり[illegible]ことに[illegible]
[illegible]は　香[illegible]
[illegible]相
[illegible]四季[illegible]
[illegible]樹
[illegible]
[illegible]
節分也
四月節也
[illegible]
[illegible]
[illegible]香舎義花宴
延喜二年例　中　天暦三
年四月十二日例引之旅

白妙不用に
南[illegible]乃大納言
[illegible]　女二宮別
南女二宮[illegible]のそう人
[illegible]
義中納言　[illegible]黒ノ子
や右兵衛[illegible]光弟に
三宮　自[illegible]
[illegible]　義つ[illegible]
[illegible]

天暦三年南庭被花下
賜近衛殿又軒廊東
設桑不死之
（藏）
代調こうらうてんとうの
不審被花下の宴
被遣源殿に其所わ遣
すべし　軒廊　南こうらうの
ひんのうとうるとて
らうてんとあわせ
西宮記云天暦四月十二日

於殿舎有被花宴次
殿上侍子立南廂（有簾代）
南廂弟一二三間巻簾（垂母）
居前立四尺屏風三帖
同廂西中戸東面一間
障子西面立五尺屏風二
帖（敷カ）敷信濃廣莚中敷
（錦カ）代立侍子南簀子
敷同莚同簀子中間次
東敷畳公卿着座中

戸南立五尺障子其西在
西酒具赤漆火炉一口有黒
漆臺同机二前其上在満心
醍合昨以金銅板伴号入法
酒銀瓶銚子一口加法器臺
鑑炭取南西南前庭敷
黒縁畳四枚其南妻二枚
殿上人座作掃部寮令敷
新廊東小庭畳二行西
面北上集所座未刻出

出
吕右大臣次諸四条上次侍
従着座（四位五位北六位南）供膳
具維時胡床率五位六位
自南庭授西畳置物西
机二基立西廂木作
在木蘭地綺敷物卧組
木西折敷四枚立御机上
浅香折敷汎重次金用
之打葉色唐羅花文綾
敷物在心葉前花用組

木件組折賣一各四加二牙
象臺表（テ）業壇裏藾芳
在銀，筋（ハシ）供悟 折賣二拔汉椽 木作志系組木二
御者四種生（ナマ）物干物寵坏
以銀作去蒸 汉莫去 塗ス 供一悟
膳退下給長下衡重供
酒 銀盞 維味 胡长 供ス 伊尹取瓶子 給长下 義方 胡长給
二献 鍋（毘） 銚 給长下大长養
同吕衆木別當中納ス源
胡长令吕衆人別當作

義人吕之衆不系入養
調子有事 立文書 南庭 立置
物ヲ机並ヲ硯紙給长下
献題 維味 大长養淮延長
例地下人一当献ス吕庭
燎 月光 明也 献ス伊尹取文書
右兵衆佑清正講之右少將
胡成義人以雅信胡长戒燭
地下献ス者源循（シタカ）義系兼
家 灌（ヌイ） 木有時味方木ヲ

講守大臣取出製呂五卿
侍長堪守者養絲竹大
長納言授西大臣取出杖源
胡長取出琴譜進出給養
云定長出琴譜云源胡
長出称物名授以能人並
出机琴出代袋弾ミス御ス兼家
不能罪殿大臣共祥賜禄納其女装
給之源氏小袿袴四位白細長
二六源乃御女

天暦三年右大臣捧先
皇物勅子内親王箏譜
三巻右兼門猪執赤笛一
管元貞保親王笛也左名兼猪将
螺箏一面元貞親王物養名有年音
献之今案天暦三年為臺
女御安子入九条右兼和の
出女也定長出門乃出女勅子内
親王ヨリ給之箏譜と
元平四年ヨリ箏を給ハる事を今此相ろう

に六条院乃女三宮と琴
を琴に琴にて語らひ給ふ
義
あらはれぬるを六条乃校長は
くる事也大部乃和琴
を一二度校よつけて弾り
給ふ別なる美すること
美乃故をとり出て弾
給ふ也
朱雀院にものもあり
朱雀院とう女三宮に侍り

しかとも今日は迦
用らさうなり
ふえ笛かは美つてて
相末は笛也
かてはを弾給
今上うはて位称美あり
しかるて
ぢうるつ記るるぬ
郢曲まるて殿上人
さろうねはの

銀揚羹 揚羹也 圓わり

きハ盤こと

無熟のこと 蘇黒乃皇也

おとゝ之所りても

夕番ゑ心上そゝて毎度

賜天盃也毎度もいとと

蓋人与奪 所也親

主ゝ子ゝ子ゝ蓋

を譲所也

ゝとゝ不命順也

所ゝ所

天盃 所ゝ出盃とゝ

して西盃乃須をゝ

入ての心也

をゝ

ゝりて拔ゝ

見ゝて西ゝ

舞踏して

先定中所ゝ作法也

ゝり自ゝ

所ゝ 先次ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

言寂[illegible]

[illegible]

[illegible]

梅窓大納言[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ほりかるハ蓋乃茅なる
ハし
あゆきたるうりてう
還御也
ゑりとり　翌日乃事也
ひさし乃前東　庶ハ方位
乃人乃案東也
糸毛　金造　桧柳毛
網代　金造いあしろ
金乃多知乃ちゝ也

ホンヅ
本乃人々　蓋乃人々也
こゝはとみゆる所なく
こゝハ　紀とみゆる和
なる也
すれすれ　大乃
なる也　如二宮ゝも中紀
也也
ゝゝ乃ゝのゝ
宇治乃寺也
也いれたちき乃也

弁慶の立ちにたる木乃
もとにやとり木とゝあるも
一ぱへも
かくるゝの海の海面より
ふきあひたるも
あつまおとして常陸かの
下人ちうて
ぐわくとゝいふを うつの
ゆくくいるも
ひとりぬけんーのとの、

唯今使そ〳〵の切りあ
ぬを前に向とゝ
おつわきてしーー人ありり
れいはおとゝとゝの知もさ
る事あるとも差のう記
あうと領納ーーなる
むやとも ひ記さけ
馬を引避も所をもう
こぬむてんい 新造も
わうあるも 下襲いのう

こゝに板をうつて　作家
乃写真　私共衣板引ものゝ
とゝろも切りて
うつ乃人なまつあると
深夜に業乃出とし
らるゝと弁にねて乃
時ひ也
此をも乃さ清よりい
前駆のいなゝひゝろよ
もは女房い系ちゝ乃

野とも
いとゝくもいりおもひそ陽
大ゝうゝ
車はゝくあゝわい
女性車にあり乃ほかち
板とゝ物をして車乃
前板と縁とゝをゝ物
見ゝゝは用意ちゝ
ちゝ
こゝゝ紀　紅に紫ん

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

泉川今は木津川也

[illegible]て　車ゆかれ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さぬ受領乃如[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

まてみあつ紙を也
これ天をとられぬほまを
浮無此事ばかりを蓋乃
ひ〻る中也
ちけさして　奇石
浮無よ対面もつも也
時おそし　つさすんと
石乃朝也
けさもむこ〻ろ
亥刻　鈴也　亥朝也

ふをみる　浮無ゆへ
大家此つくり也出そこ也
諸事めでたもの也
つもりかよひきこてん
如此ゆく似たん人也
ほそらはまてこれて
はつをり此字なをて
つこはる紙う玄宗
乃石紙ハ粉ほつる
へ一巻は別人なれと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

毛詩流離（クルフラフ）巢（ワカフメ）サ而（カホヨシ）魚好

老甚（ミニクシ）醜

比故ニ巢ニ乃一名魚

ニ乃ニ巢ニ乃ニ

或説杜若ノ如ク花ト

云説ニ花さく時ハ

故也

又八重桜ノ如ク

山ノ上ニ有リ

ひとりもあるもあるもの

ひとりもあるもの

あらはれ出ると毎ニ乃

故也

ニ乃ニ巢ニ乃ニ

夕ニ巢ニ乃ニ

ニ乃ニ巢ニ乃ニ

ニ乃ニ巢ニ乃ニ

ニ乃

とゝのへるひろまへに
立ちとゝのへまうさむ
なく事の神とゝのへ但定
家々おのおの知こゝ業の
市也仏は故大師をも
まもらせたまひにより仏ち
なりたまへるなりとも